

○松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則

平成30年3月30日

規則第19号

改正 平成31年3月29日規則第48号

令和元年11月22日規則第33号

令和2年4月21日規則第68号

令和3年3月22日規則第41号

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第5条 市長は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項及び第52条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する被保険者のうち、当該被保険者の属する世帯の生活が著しく困難になったと認めるときは、当該世帯に係る一部負担金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により収入が著しく減少したとき。

(2) 天候不良による農作物の不作、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。

(3) 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する事由により収入が著しく減少したとき。

2 前項の減免又は徴収猶予は、一の傷病について一の保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に限るものとし、その期間は次のとおりとする。

(1) 減免 申請のあった日の属する月（以下「申請月」という。）又は申請月の翌月の初日から3カ月以内。ただし、特に必要があると認められる場合においては、更に3カ月の期間の範囲内で適用することができる。

(2) 徴収猶予 申請月又は申請月の翌月の初日から6カ月以内

(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)

第6条 前条の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(一部負担金の減免又は徴収猶予決定の通知)

第7条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、速やかに国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予証明書（様式第4号。以下「証明書」という。）

を当該世帯主に交付しなければならない。

- 2 証明書の交付を受けた者は、療養の給付を受ける際、当該証明書を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出しなければならない。
- 3 保険医療機関等は、第1項による証明書の提出があったときは、診療報酬明細書にその旨を記載し、証明書を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の申請を却下したときは、国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予不承認決定通知書（様式第5号）を当該世帯主に交付しなければならない。

（徴収猶予となった一部負担金の納入）

第8条 前条の規定により一部負担金徴収猶予の決定を受けた者は、市長の指定する期限内に、当該一部負担金を指定金融機関に納入しなければならない。

（一部負担金の減免の取消）

第9条 市長は、偽り、その他不正行為により一部負担金の減免を受けた被保険者があることを発見したときは、直ちに一部負担金の減免を取り消し、当該被保険者が、その取消しの日の前日までに減免によりその支払いを免かれた額を期限を付して当該被保険者の属する世帯の世帯主から納付させなければならない。

- 2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その徴収猶予の全部又は一部を取り消し、一時に徴収することができる。

（1） 徴収猶予を受けた被保険者の資力その他の事情が変更したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

（2） 偽り、その他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

- 3 市長は前2項の規定による決定をした場合は、速やかにその旨を当該世帯の世帯主及び保険医療機関等に国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予取消決定通知書（様式第6号）により、通知しなければならない。